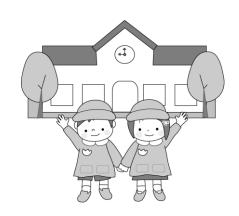
令和7年度 教育・保育施設 入園のしおり



= 目 次 =

〇多可町内教育・保育施設について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1ページ
〇認定こども園・小規模保育事業所・保育所・幼稚園について ・・	
○入園対象児について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
○教育・保育施設の利用について ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
○入園手続きについて ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
○通園バスについて ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	9ページ
○入園申込み後の手続きについて ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
〇保育料等について ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	11~14 ページ
〇入所選考基準 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	15~17ページ
○記入例 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
〇民生委員名簿 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	23 ページ

多可町 こども未来課

■多可町内教育・保育施設について

多可町内教育•保育施設一覧

X	公/	15-0-5	-5+11	利用	₹ ₹₩₽	
分	私	施設名	所在地	幼稚園部	保育園部	電話番号
ķħ	私	みどりこども園	中区牧野52	15	65	32-3927
幼保連携型認定こども園	私	あさかこども園	中区安坂495	15	90	32-0026
型認定に	私	四恩こども園	中区曽我井896-7	15	50	32-2915
ども園	私	キッズランドかみ	加美区的場82-1	15	90	30-7770
	私	キッズランドやちよ	八千代区仕出原353	15	80	37-0001
小 A	私	ちびっこランドらくえん	八千代区俵田111-22		9	37-0174

- ※幼稚園部はクラス年齢満3~5歳児。
- ※保育園部はクラス年齢0~5歳児。ただし、ちびっこランドらくえんはクラス年齢0~2歳児。
- ※表の「小A」は、「小規模保育事業所A」を省略して記載しています。
- ※利用定員は、令和6年4月時点の人数です。

☆各園の紹介につきましては、多可町ホームページにてご覧いただけます。 https://www.town.taka.lg.jp/category_guide/detail/id=37958



■認定こども園・小規模保育事業所・保育所・幼稚園について

認定こども園

保育所と幼稚園それぞれの機能を持つ施設です。町内の認定こども園の満3~5歳児は、各園で年齢ごとの幼稚園・保育園混合クラスで同一カリキュラムによる保育を行います。

小規模事業保育所

定員が6人以上19人以下の少人数で保育を行う施設です。対象年齢は、0歳~3歳未満です。

<u>保育</u>所

一両親が働いていたり、病気であったりするために「保育が必要な子ども」を預かり、保育をする 児童福祉施設です。対象年齢は、O歳から就学前までです。

幼稚園

小学校、中学校、高等学校、大学等と同じく、学校教育法に基づく学校です。ただし、義務教育機関ではありません。対象年齢は、満3歳から就学前までです。

■入園対象児について

令和了年度クラス年齢

令和 6年4月2日以降生まれ → ○歳児

令和 5年4月2日~令和 6年4月1日生まれ → 1歳児

令和 4年4月2日~令和 5年4月1日生まれ → 2歳児

令和 3年4月2日~令和 4年4月1日生まれ → 3歳児

令和 2年4月2日~令和 3年4月1日生まれ → 4歳児

平成31年4月2日~令和 2年4月1日生まれ → 5歳児



■教育・保育施設の利用について

支給認定

新制度移行幼稚園や保育所、認定こども園、小規模保育事業所など(以下「教育・保育施設」) を利用する場合は、「子どものための教育・保育給付」の支給認定を受ける必要があります。

この「子どものための教育・保育給付」とは、教育・保育施設の利用にかかる費用の総額から、 保護者等から納めていただく保育料を引いた残りの費用を、公費(国・県・市町村)で負担するも のです。認定を受けた子どもへの給付として、その子どもが利用する施設に支払われます。

1 支給認定には、3つの認定区分があります。保護者からの支給認定の申請に基づき、個々の児童について「保育の必要性」の認定を行います。認定内容に応じた教育・保育施設を利用していただくことができます。

認定区分	教育•保育時間	年齢	対象者	利用できる施設
1号認定	教育標準時間	満3歳以上	保育を必要とせず、 教育を希望する方	幼稚園認定こども園(幼稚園部)
2号認定	· 保育標準時間	満3歳以上	保護者の就労や病気	保育所認定こども園(保育園部)
3号認定	保育短時間	満3歳未満	などの理由で保育を 必要とする方	保育所認定こども園(保育園部)小規模保育施設など

- 2 1号認定を受ける方は、認定こども園(幼稚園部)等と契約をします。
- 3 保育認定(2号認定または3号認定)を受ける方は、保護者の就労など保育が必要な事由やその状況によって「保育必要量(保育が必要な時間)」の認定を行います。

「保育必要量」には、「保育標準時間認定」と「保育短時間認定」があり、次のとおり教育・保育施設の基本的な利用時間が変わります。

- (1)保育標準時間認定・・・午前7時30分~午後6時30分までの最長11時間保育
- (2) 保育短時間認定・・・午前8時30分~午後4時30分までの最長 8時間保育
- ※上記(1)、(2)は多可町内の教育・保育施設においての利用時間になります。

/Q奈な心亜レオス東内	保育必要量					
保育を必要とする事由	保育標準時間認定	保育短時間認定				
就労	月あたり120時間以上 の 就労が確認できる場合 (主にフルタイムの就労を想定)	月あたり48時間以上 (週3日・1日4時間以上)の 就労が確認できる場合 (主にパートタイムの就労を想定)				
妊娠•出産	0	0				
虐待やDVのおそれ	0	0				
求職中•育休中	_	0				
その他	状況による	状況による				

開園時間

午前7時30分から午後7時00分まで(町内教育・保育施設の場合)

利用時間

【町内教育・保育施設】

〇幼稚園部(教育標準時間認定) 午前8時30分から午後1時30分まで※

〇保育園部(保育短時間認定) 午前8時30分から午後4時30分まで

〇保育園部(保育標準時間認定) 午前7時30分から午後6時30分まで

※施設によって異なりますので、詳細は各施設にご確認ください。

(利用時間のイメージ)

開園時間	7:30~19:00									
教育標準時間認定	一時預かり	教育時間利用 8:30~13:30 (14:30)	一時預かり							
保育短時間認定	延長保育	保育短時間利用 8:30~16	5:30	延長係	呆育					
保育標準時間認定		保育標準時間利用 7:30~1	18:30		延長保育					

「一時預かり」「延長保育」を希望される場合は、各教育・保育施設へお問い合わせのうえ、直接お申し込み・お支払いください。

【町外教育・保育施設】

利用時間が異なる場合がありますので、各施設にご確認ください。

休業日

○幼稚園部

- ・国民の祝日に関する法律に規定する休日
- 日曜日及び土曜日
- 春季休業日※
- 夏季休業日※
- 冬季休業日※
- その他園が必要と認めた日
- ※詳細な日程は、各施設にご確認ください。

○保育園部

- 国民の祝日に関する法律に規定する休日
- 日曜日
- 12月29日から翌年1月3日まで
- その他園が必要と認めた日



■入園手続きについて

入園要件

○認定こども園の幼稚園部・幼稚園

平成31年4月2日から令和4年4月1日までに生まれた児童。

令和4年4月2日から令和5年3月1日までに生まれた児童は、満3歳の誕生日を迎えた翌月から入園が可能です。

○認定こども園の保育園部・保育所・小規模保育施設等

保護者等が仕事や病気などの理由により児童を家庭で保育できない状況にあること。

8ページの「保育を必要とする事由の認定基準」により、保育の認定が決まります。

対象年齢は、町内の認定こども園は、おおむね生後8か月から就学前まで。ちびっこランドらくえんは、おおむね生後8か月から2歳児までです(生後8か月までの入園をご希望の場合は、こども未来課へご相談ください。)。

- ※保護者が育児休業取得期間中は、原則として入園できません(既に教育・保育施設を利用している場合を除く)。
- ※入園事由が妊娠・出産の方で、認定を受けた入所期間終了後も保育を必要とする場合(育児は事由に該当しません)は、入園期間中に「保育を必要とする事由証明書」を提出いただき、 再認定の申請手続きをおこなってください。提出がない場合は、継続して保育ができません。 また、教育・保育施設の状況により継続して保育ができない可能性があります。
- ※入園事由が求職中の方は、仕事に就かれましたら、速やかに「保育を必要とする事由証明書」 を再度提出してください。入園後3か月以内に就業の確認がとれない場合は、継続して保育が できない可能性があります。

申込必要書類

○認定こども園の幼稚園部・幼稚園

- ① 支給認定申請書兼教育・保育施設等利用申込書(児童1人につき1枚)
- ②【令和6年1月1日時点の住所地が町外の方】のみ 個人番号申告書 個人番号申告書は必要な方にお渡ししますので、こども未来課にお問い合わせください。 多可町ホームページからもダウンロードできます。※②のみこども未来課に提出ください。

○認定こども園の保育園部・保育所・小規模保育施設等

- ① 支給認定申請書兼教育・保育施設等利用申込書(児童1人につき1枚)
- ② 保育を必要とする事由証明書
 - ※父母については提出が必要です。同居する65歳以下の祖父母等については、提出がない場合も入園できますが、入所選考の際減点項目として取り扱います。
 - ※職業が、自営業・農業の場合は、地区担当の民生委員の証明が必要です(確定申告等で事業所得の申告をされている方を除く)。民生委員名簿(23ページ)参照。
 - ★民生委員に確認を依頼される際は、必ず事前連絡し日程調整を行ってください。
- ③ 令和7年度教育・保育等利用申込チェックシート
- ④ 【令和6年1月1日時点の住所地が町外の方】のみ 個人番号申告書 個人番号申告書は必要な方にお渡ししますので、こども未来課にお問い合わせください。 多可町ホームページからダウンロードできます。

※②~④は、きょうだいで同時申請する場合、原本を1部提出していただくことで受付可能です。 ※必要に応じてその他の書類の提出をお願いすることがあります。

提出先

○認定こども園(幼稚園部) • 幼稚園等 ※多可町外の施設を含む



希望される園へ提出 スマート申請の場合は申請書(控)を 印刷の上希望園へ提出

○認定こども園(保育園部) 小規模保育施設・保育所等 ※多可町外の施設を含む



こども未来課へ提出 受付時間:8:30~17:15 (土日祝除く)

申込期間

令和6年10月7日(月)~10月25日(金)

- ※締切日以降も受付可能ですが、締切日までに申し込まれた方から調整します。
- ※年度途中に新規入園を検討中の方も、申込締切日までにお申し込みいただくことをおすすめ します(育児休業等による年度途中からの職場復帰等)。
- ※多可町外の教育・保育施設を希望される場合は、受付期間や必要書類等が異なりますので、施設所在地の市区町村に必ず確認の上、上記の提出先へお申込みください。

入園決定等について

認定こども園の幼稚園部を申し込まれた方については、入園希望施設が選考し、可否を決定します。

申込期間内に申し込まれた方は11月以降、申込施設から入園の可否の通知があります。期間外に申し込まれた方は随時、申込施設から入園の可否の通知があります。

認定こども園の保育園部及び小規模保育等の保育利用を申し込まれた方については、保育を必要とする事由やその状況に応じ、『多可町保育施設入所選考基準要綱』(15~17ページ)に従って優先度を決定し選考します。ただし同一施設において、幼稚園部から保育園部への変更による新規申込者は選考の対象と致しません。

申込期間内に申し込まれた方は令和7年2月頃に、町から入園の可否の通知をします。期間外に申し込まれた方は随時、町から入園の可否の通知をします。

また、保育料決定通知書を令和7年3月末頃に郵送します。なお、幼稚園部・幼稚園の全年齢と 保育園部・保育所の3~5歳児は、無償化の対象となりますので、通知は致しません。

注意事項

- ○多可町外の教育・保育施設に申し込む場合、町内に住民登録があれば、多可町に申し込みをしてください。ただし、市町村によって申込締切日や申込可能な条件が異なりますので、希望される教育・保育施設のある市町村の担当課に必要書類、申込条件等を確認のうえ申し込みください。
- 〇途中入所も随時受け付けていますが、各施設の状況により、ご希望の施設に入園できない場合が あります。
- 〇入園当初から慣れない環境で1日生活することは、お子さんにとって大変な負担となります。こうした負担を軽くするために、入園後「ならし保育」期間があります。 期間については、お子さんの年齢・状態や各施設の方針により異なりますので、各施設にお問い合わせください。
- 〇次の場合には、認定期間にかかわらず入園決定を取り消すことがあります。
 - ・提出書類に虚偽の記入があった場合
 - ・期限までに必要書類の提出がない場合
 - ・入園要件に該当しなくなった場合

スマート申請

○入園の手続きにおいて、窓口の受付時間外にも申請することができるスマート申請が利用できます。スマート申請での受付期間は、令和6年10月7日(月)~10月25日(金)です。 下記2次元バーコードを読み取っていただくか、多可町ホームページのスマート申請からご利用ください。

スマート申請はこちらから





- ○次の要件のいずれかに当てはまる方は、**スマート申請ではなく、窓口にてお手続きください。**
 - 令和6年1月1日時点の保護者の住所地が多可町外の方。
 - ・町外の教育・保育施設の利用を希望する方
 - ・障害者手帳等*をお持ちの世帯員がいらっしゃる方
 - *次に該当する場合、対象となります。

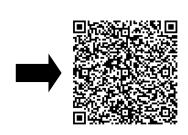
特別児童扶養手当支給対象児 身体障害者手帳 療育手帳

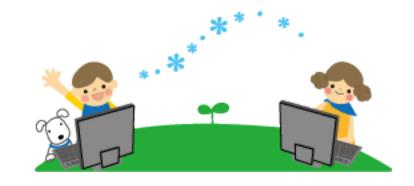
精神障害者保健福祉手帳 障害基礎年金の受給

- 利用児童の保護者が現在妊娠中で、令和7年 4 月 1 日~令和8年 3 月 31 日の間に保育を必要とする事由の「妊娠・出産」の期間に該当する方
- 現在妊娠中で、おなかのお子さんの申込みを希望する方
- 〇入園の手続き等についてご相談されたい方は、スマート申請から"こども園等の入園手続き相談 (窓口予約)"が便利です。

随時窓口やお電話でも対応いたしますが、ご予約の方を優先的にご案内いたしますので、ぜひ ご利用ください。

窓口予約はこちらから





(),(),()	の事団の鳴た坐牛/	
保育を必要とする事由	認定の基準・有効期間	必要な書類 (保育を必要とする 事由証明書等)
1 就労	 ・フルタイム、パートタイム、夜間、自営業、農業、内職など基本的にすべての就労 ・居宅外、居宅内を問わない ・日常の家事以外の労働をしていること ・月 48 時間以上の労働に従事していること(週3日以上、1日4時間以上) ・一時預かりで対応可能な短時間の就労は除く ※無収入の労働は、ボランティアと同義のため、就労とみなしません。 	○保育を必要とする 事由証明書 (※就労証明書) ○自営業(個人)・農業 においては、事業所得の 申告書等
2 妊娠、出産	・出産予定月を含む最長5か月(出産予定月の2か月前から2か月後の間)・双子などの多胎妊娠の場合は、最長7か月(出産予定月の4か月前から2か月後の間)・母親の健康状態により期間は延長できる	○母子手帳(写) ○診断書等
3 保護者の 疾病・障害	医師の診断書などにより保育ができないと認められる場合1か月以上状態が続くこと	〇診断書 〇身体障害者手帳 〇精神障害者手帳 〇療育手帳
4 同居または、 長期入院等して いる親族の介護、 看護	・同居または長期入院等している親族を常時介護、看護していることなど ・1か月以上状態が続くこと	○被介護者、看護者の 診断書等 ○介護、看護の状況が 分かる書類
5 求職活動	・起業準備を含む・3か月を限度とする・期間経過後も保育が必要な状況である場合は、こども未来課までご相談ください。	○ハロ-ワ-クカ-ド(写)○雇用保険受給者資格証○求職活動申立書等
6 災害	・火災、風水害、地震等で住居等が被災し、復旧にあたっていること	〇申立書 〇り災証明書等
7 就学	・職業訓練校等における職業訓練を含む ※自動車教習所、カルチャースクール等は除く	○在学証明書○学生証○時間割等スケジュールが分かるもの
8 虐待や DV の おそれがあること	・保護者による虐待のおそれがあり社会的養護が必要であると認められること・保護者が配偶者からの暴力を受けていることにより、保育を行うことが困難であり社会的養護が必要であると認められること	○配偶者からの暴力被 害者の保護に関する 証明書等
9 育児休業取得 時に、すでに保育 を利用している 子 ど も が い て 継続利用が必要 であること	・勤務先が定める育児休業の取得期間終了日の属する月末まで。但し、満3歳児以上については、育児休業の対象児童が満1歳になる月末まで。 ※原則、復職予定であることを必要とする ※詳細については、P.9「育児休業の取り扱いについて」をご確認ください。	○保育を必要とする 事由証明書 (※就労証明書) ○育児休業取得期間証 明書 等
10 その他、上記 に類する状態と して町が認める 場合	• 1~9に類する状態として町が認める場合であること	〇町が必要と認める書 類(各事由ごと)

育児休業中の取り扱いについて



	施設	利用状況	入園について
	・保育所	新規入園	入園不可
3歳児~5歳児	・認定こども園(保育園部)・小規模事業保育施設など	入園中	継続可※1
3 威元、3 3 威元	幼稚園	新規入園	入園可
	・認定こども園(幼稚園部)	入園中	継続可※2
	・保育所	新規入園	── 入園不可
満3歳児 (3歳になった日から	・認定こども園(保育園部) ・小規模事業保育施設など	入園中	継続可※1
最初の3月31日まで にある児童)	幼稚園認定こども園(幼稚園部)	新規入園	入園可
		入園中	継続可※2
〇巻旧。 〇巻旧	・保育所	新規入園	入園不可
〇歳児〜2歳児	・認定こども園(保育園部) ・小規模事業保育施設など	入園中	継続可 ※3

- ※1 満3歳児以上については、育児休業の対象児童が満1歳になる月末までは保育所等の「保育 短時間認定」を利用できますが、その後継続して入園を希望する場合、幼稚園等をご利用く ださい。
- ※2 ※1で「保育短時間認定」を利用できる方が幼稚園等に変更された場合、育児休業期間中に保育所等への変更はできないためご注意ください。
- ※3 入園中の3歳未満児については、幼稚園等への転部ができません。入園中の児童の発達上、 環境の変化に留意する必要があるため、継続可とします。 ただし、育児休業中の保育所等の利用は「保育短時間認定」のみとなります。

■通園バスについて

各園が通園バスの運行を行います。ご利用の方は、手続き等について直接各園へお問い合わせください。



■入園申込み後の手続きについて

各種変更手続き

入園開始日は毎月1日、退園日は毎月月末としています。

各種変更手続きの締切日は、原則、**変更希望月の前月20日まで**としており、**翌月初日から**変更 内容を適用します。

次の場合は、こども未来課(32-2385)へ必ず手続きください。

状 況	必要となる手続き・提出書類等
入園前で、申し込みの取り下げを したい場合	『教育・保育施設入所申請取り下げ届出書』
入園前で、入園月を変更したい場 合	『入園変更申請書』
保護者の仕事が変わった場合	『保育を必要とする事由証明書』(新たな就労内容で)
保護者が仕事を辞めた場合	『退園届』(原則退園となります) 保育を必要とする事由が変更となる場合(求職活動など)は、 『支給認定変更申請書』 『保育を必要とする事由証明書』
妊娠した場合	『支給認定変更申請書』 『保育を必要とする事由証明書』
世帯の構成が変わった場合(再 婚・離婚等)	『支給認定変更申請書』 その他内容に応じて、必要な書類が異なりますので、詳しく はお問い合わせください。
同居の家族が、障害者手帳等を取 得・返還した場合	『支給認定変更申請書』 その他内容に応じて、必要な書類が異なりますので、詳しく はお問い合わせください。
入園時の市町村民税額に変更があった場合	修正申告等を行った場合は、申告書の写し
町外へ転出する場合	『退園届』 転出後も引き続き利用を希望される場合は、転出先の市町村 窓口で入園申請等の手続きが必要です。
退園する場合	『退園届』

現況届

認定の有効期間が1年以上であっても、認定事由に該当していることや現況の確認のため、1年に1回を基本に『支給認定(現況届)申請書 兼 教育・保育施設等利用申込書』と『保育を必要とする事由証明書』を提出していただきます。

■保育料等について

保育料 ※基準額表は12~13ページ。金額は令和7年度当初予定基準額です。

お子さんの父母もしくは扶養義務者、または家計の主宰者の市町村民税額を合算した額に応じて決定します。

- ◆4月分から8月分までの保育料・・・令和6年度市町村民税額
- ◆9月分から翌年3月分までの保育料・・・令和7年度市町村民税額
- ※市町村民税の確認ができない場合、上限額の保育料となる場合があります。
- ★保育料は4月1日付の年齢で決定します。誕生日を迎えても年度内の年齢での保育料の変更はありません。
- ★保育料決定後に税額や世帯状況に変更があった場合は、保育料や副食費が変わることがあります ので、必ずご連絡ください。
- ★保育料は、各施設とも同じです。

保育料軽減

○保育園部

同一世帯から2人以上の子どもが教育・保育施設等に入園されている場合、入園されている 子どもの最年長の子どもを第1子、その下の子を第2子、第3子・・・と数え、第2子は半額、 第3子以降は無料です。

- ※市町村民税所得割が57,700円未満の世帯は、子どもの年齢制限はありません。
- ※市町村民税所得割が77,101円未満のひとり親等世帯は、子どもの年齢制限はありません。 また、第2子以降は無料です。

保育料の納付方法

- ○町内外の認定こども園、小規模保育施設等及び町外の公立保育所に通われる場合 保育料を直接教育・保育施設へ納付してください。お申込みの施設によって異なりますので□座 振替日等は各施設へご確認ください。
- ○町外の私立保育所に通われる場合

多可町に納付してください。

納付方法は、原則口座振替となります。口座振替日は毎月 25 日(25 日が休日の場合は、 翌営業日)となります。

※口座振替済通知書は発行しません。通帳でご確認ください。

【振替可能金融機関】

三井住友銀行・四月銀行・カスと銀行・中兵庫信用金庫

兵庫県信用組合 みのり農業協同組合 ゆうちょ銀行

★保育料を納めていただけないときや納付に係る相談がないときは、退園していただく場合があります。また、法令の規定により財産の差押処分等を受ける場合があります。

令和7年度 利用者負担額(保育料)基準額表(案)

保育園部

各月初日の小学校就学前子どもの属する			保育	育料(月額)	(単位:	円)	多子	年収
世帯の階層	層区分		3歳未	満児	3. 4.	5歳児	軽減	※参考
階層		区 分	標準時間	短時間	標準時間	短時間	【注2】	(単位:円)
1		去による被保護世帯 世帯を含む)等※	0	0				0
2	市町村具	民税 非課税世帯	0	0				~約260万
3		48,600円未満	17,500	16,500			下主(樹山)	~約330万
4	市町村民	48,600円以上 57,700円未満 57,700円以上 73,000円未満	25,000	24,000			下表(例1)	~約350万
5	税所得割 課税額が 右の区分	73,000円以上 97,000円未満	27,000	26,000		0		~約470万
6	石の区分 に該当す る世帯	97,000円以上 133,000円未満	38,000	37,000			下表(例2)	~約540万
7	【注1】	133,000円以上 169,000円未満	40,000	39,000			1 1 4X (1711/2)	~約640万
8		169,000円以上 301,000円未満	52,900	51,900				~約930万
9		301,000円以上	72,000	71,000				約930万~

[※]中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯・ 児童福祉法第6条の3第8項に規定する小規模住居型児童養育事業を行う者又は同法第6条の4に規定する里親である保護者世帯を含む。

・その他にかかる料金・・・給食費等は実費(主食費は町から助成します)を各こども園等にお支払いください。

【注1】保育料算定上の市町村民税所得割額には、つぎの税額控除は適用されませんので、通常の市町村民税所得割額に加えて計算します。 ・住宅借入金等特別税額控除 ・配当控除 ・配当割額控除

·株式等譲渡所得割額控除 · 寄付金税額控除 · 外国税額控除

【注2】 多子軽減について

同一世帯(同一生計)に子どもが2人以上いる場合、最年長の子どもを第1子、その下の子を第2子、第3子・・・と数え、保育料は次のとおり算定します。階層区分によって保育料の算定が変わります。

保育料の算定 第1子・・・全額 第2子・・・半額 第3子・・・無料

(実際の兄弟順位と異なる場合があります)

第3階層~第4階層内57,700円未満まで→子どもの年齢に制限なく算定します。

	年 齢	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	小学生	中学生	高校生~
例1	兄弟順位	第4子 入園中	第3子 入園中	第2子 入園中				第1子		
	保育料	第4子 無料	第3子 無料	第2子 半額	国の政	女策を受けて	て無償	第1子		

第4階層内57,700円以上~第9階層→特定教育・保育施設等に在籍している児童の中で算定します。

	年 齢	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	小学生	中学生	高校生~
例2	兄弟順位	第4子 入園中	第3子 入園中	第2子 入園中				第1子		
例2_	保育料	第3子 無料	第2子 半額	第1子 全額	国の政	国の政策を受けて無償			童の中で第 ・・・と数える	

ひとり親・在宅障がい児(者)のいる世帯について (保育園部)

入園児童の属する世帯の<u>市町村民税額が77,101円未満</u>で、次の⑦~⑰に該当し、次表の階層に認定された場合は、次表の保育料を適用します。

- ⑦ 母子及び寡婦福祉法に定める母子家庭及び父子家庭
- ① 同じ世帯に身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた方がいる
- ⑦ 特別児童扶養手当支給対象児、障害基礎年金等の受給者がいる

※該当する場合は、証明できる書類(特別児童扶養手当証書、障害者手帳など)を持参して申し出て下さい。

	保育	多子			
各月初日の小学校就学前子どもの属する世帯の区分	3歳未満児		3. 4.	軽減	
	標準時間	短時間	標準時間	短時間	【注3】
市町村民税 非課税世帯	0	0	0	0	
市町村民税所得割課税額が77, 101円未満の 世帯【注1】	8,300	7,800	0	0	下表 (例3·4)

【注3】 多子軽減について

同一世帯(同一生計)に子どもが2人以上いる場合、子どもの年齢に制限なく算定をし、第2子以降は無料です。

保育料の算定 第1子・・・全額 第2子・・・無料

	年 齢	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	小学生	中学生	高校生~
例3	兄弟順位	第3子 入園中	第2子 入園中	第1子 入園中						
	保育料	無料	無料	全額	国の政	国の政策を受けて無償				
		f -				- I	1			ı i
	年 齢	O歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	小学生	中学生	高校生~
1			* *			1//火ノロ	OMAZIL		1 7 11	
例4	兄弟順位	第4子 入園中	第3子 入園中	第2子 入園中	<i>3/1/4/7</i> 1	1///X/) [0///	第1子		III IV I

令和7年度 利用者負担額(保育料)基準額表(案)

幼稚園部

満3歳児から5歳児まで	無料
-------------	----

※その他にかかる料金・・・給食費等は実費(主食費は町から助成します)を各こども園等にお支払いください。

『副食費免除の対象』

◆幼稚園・認定こども園の幼稚園部のお子さん(1号認定)

	階層区分	第1子	第2子	第3子以降※
	生活保護世帯	0	0	0
Α	市町村民税非課税世帯	0	0	0
	市町村民税所得割課税額 77,100 円以下	0	0	0
В	市町村民税所得割課税額 77,101円以上	×	×	0

◆保育所・認定こども園の保育園部で3歳児以上のお子さん(2号認定)

	階層区分	第1子	第2子	第3子以降※
	生活保護世帯	0	0	0
A	市町村民税非課税世帯	\circ	0	0
	市町村民税所得割課税額 57,700 円以下 (ひとり親等世帯*の場合 77,100 円以下)	0	0	0
В	市町村民税所得割課税額 57,701円以上 (ひとり親等世帯*の場合 77,101円以上)	×	×	0

^{*}ひとり親等世帯とは、ひとり親・在宅障がい児(者)のいる世帯です。

※第3子以降は、下記基準にて算定します。

	1号認定	2 号認定			
上記の表の A に該当	年齢に関係な	く世帯の子の数			
上記の表のBに該当	3 歳~小学校 3 年生までの子	0 歳~小学校就学前までの子			

◆保育所・認定こども園の保育園部で0~2歳児の お子さんの副食費は、保育料に含まれます。 (3 号認定)



平成30年9月27日告示第65号 改正

令和3年7月12日告示第67号

(趣旨)

第1条 この要綱は、児童福祉法(昭和22年12月12日法律第164号)第24条第3項及び附則第73条第1項に 規定する保育所、認定こども園及び家庭的保育事業所等(以下「保育所等」という。)の利用に係る児童 の選考基準を定めることにより、その公正な選考を確保することを目的とする。 (入所の選考)

- 第2条 町長は、保育所等ごとの利用を希望する児童の数が当該保育所等を利用可能な児童数を超える場合は、当該保育所等を利用する児童の選考を行うものとする。ただし、保育所等に入所中の児童(継続児童)に関しては、選考の対象としない(多可町内に住民登録のある世帯に限る。)。
- 2 前項の選考は、保護者の状況等に応じ、別表1及び別表2により算出した点数(以下「選考点数」という。)の高い児童から優先的に利用させるものとする。
- 3 前項の選考点数が同点の場合は、別表3で定める事項により優先順位を決定するものとする。ただし、 決定することができなかった場合は、別表1により算出した点数の高い児童から優先的に利用させるもの とする。

附 則

- この要綱は、平成30年10月1日から施行する。 附則(令和3年7月12日告示第67号)
- この要綱は、公布の日から施行する。

別表1 (第2条関係)

入所選考基準点数表

番号	区分	細目	内容	点数
			月160時間以上就労している	13
		被雇用者	月120時間以上160時間未満就労している	11
		似惟用有	月80時間以上120時間未満就労している	9
			月48時間以上80時間未満就労している	7
		自営業等 (中心者)	被雇用者の内容と同じ	7 ~ 13
1	就労		月160時間以上就労している	11
		自営業等	月120時間以上160時間未満就労している	9
		(協力者)	月80時間以上120時間未満の労している	7
			月48時間以上80時間未満就労している	5
		内職	自宅で物品製造等に月120時間以上従事している	7
		下 741fX	自宅で物品製造等に月48時間以上120時間未満従事している	5
2	妊奶	長・出産	妊娠中・産前産後	10

		入院	1か月以上の入院が決定している	10		
		通院	通院 週4日以上の通院をしている			
	疾病・障	自宅療養	自宅にて療養している	5		
3	害	心身障害	障害者手帳(身体1・2級、療育A、精神1級)の交付又は 要介護認定(3級以上)を受けている	8		
		化切 牌音	障害者手帳(身体3級以下、療育B、精神2級以下)の交付 又は要介護認定(2級以下)を受けている	6		
		入院	入院している家族に常時付き添っている	9		
		通院	院 週4日以上の通院をしている家族に付き添っている			
	家族の介護・看護	自宅療養	自宅療養 家族が自宅にて療養している			
4		心身障害	障害者手帳(身体1・2級、療育A、精神1級)の交付又は 要介護認定(3級以上)を受けている家族の介護(看護)を している	8		
		化分 桿音	障害者手帳(身体3級以下、療育B、精神2級以下)の交付 又は要介護認定(2級以下)を受けている家族の介護(看 護)をしている	6		
5		災害	火災、風水害、地震等で住居等が被災し、復旧にあたる場合	13		
C	才	₹職中	就労先が内定している(番号1の内容と同じ)	5~13		
6	(起業	準備含む)	就労先が未定である			
7		ትኮንጎሩ	職業訓練校等に就学している	9		
7	,	就学	通信教育で就学している	5		
8	虐待	芽・DV	虐待又はDVにより、家庭で保育を行うことが困難である	13		
9		児休業 園の場合)	年長児である場合や保護者の健康状態など子どもの発達環境 上の変化が好ましくない場合	7		

備考

- 1 基準点数は、保護者それぞれの点数を合算した点数とする。
- 2 複数の内容に該当する場合は、点数が高い方を適用する。

別表2(第2条関係)

入所選考調整点数表

区分	内容	点数
加占	生活保護法(昭和25年法律第144号)による被保護世帯	+4
加点	父又は母の死亡、離別、行方不明等でひとり親の世帯	+15

	兄弟姉妹で同じ保育所等へ利用を希望する場合	+3
	入所申請児童が障害を有している場合	+3
	小規模保育事業など地域型保育事業の卒園児	+3
	父又は母が保育士、保育教諭、幼稚園教諭として勤務又は勤務予定である場合	+3
	父又は母が放課後児童クラブ指導員として勤務又は勤務予定である場合	+2
	生計中心者の失業により、就労の必要性が高い場合	+2
	育児休業明け、産休明けの場合	+3
	児童相談所等の関係機関から通告等により、児童養護の観点から優先的な取扱いが必要な場合(里親委託である場合を含む)	+4
	同居の親族が65歳以下で入所選考基準点数表 6 (内定の場合を除く) を除くいずれの内容に も該当しない場合	-2
減点	町外在住者(入所予定月までの転入予定者及び保育所等を設置している法人の在勤者が同法 人の設置する保育所等を希望する場合を除く)	-8
	正当な理由なく保育料(給食費等の実費を含む)を3か月以上6ヶ月未満滞納している場合	-5
	正当な理由なく保育料(給食費等の実費を含む)を6か月以上滞納している場合	-10

備考

- 1 調整点数は、世帯を単位として適用する。
- 2 複数の内容に該当する場合は、全てを合算する。

別表3(第2条関係)

選考点数が同点の場合の優先順位

優先順位	項目
1	多可町内に住民登録がある世帯(入所予定月までの転入予定者を含む)
2	希望園順位が高い世帯
3	選考時点で「保育所等利用待機児童数調査要領」に該当し、待機児童となっている者
4	選考時点で「保育所等利用待機児童数調査要領」に該当しないが、入所保留となっている者
5	前年度の第1希望の保育所等に転園を希望する世帯
6	児童数の多い世帯

支給認定(現況届)申請書 兼 教育・保育施設等利用申込書(保育児童台帳)

(☑ 新規 · □ 継続 入所中)

記入例

多可町長 様

【入所(園)に係る同意・承諾事項】

入所(園)の承諾、保育の実施、利用者負担額の算定及び施設型給付費等の支給認定にあたり、下記のことに対して同意します。

- 1. 町が教育・保育給付認定に必要な住民記録情報・市町村民税の情報(同一世帯者を含む)及びその他入所に必要な情報を閲覧及 び使用すること、また、入所に必要な情報及び当該申請書の写しを利用予定施設等及び関係市区町村に提供すること。
- 2. 町が世帯員の就労状況について、勤務先の雇用主等その他の関係者に対して調査すること。
- 3. 在所(園)の保育支援のため、母子保健担当課の発達相談記録等の情報を必要に応じ活用すること。

4. 翌年度人所(園)の場合、利用調整事務等に時間を要するため、支給認定通知書等が遅れて通知されること。 											
以上の す。あわ [・]	せて、このフ	ます	費・地域型 を申し込 <i>ã</i>	型保育給付款 みます。	費に係る	支給認定	!の申	請又は現	況の	届出をしま	
	※必	ず自署してくだる へ	2(1			申	申請日		和 💪 年	Ο.	月〇日
	フリガナ タカ タロ ・		ל	申請児童			= 000 −				
保	氏名 (自署)	多可 太	\$K	との続柄	父	住所	多可町(X 000		○番地○
保 護 者	日中の	の連絡先(電話番 り	子)※確実	に連絡の取れ	る順に記入し	てください	\°	令	和6年1月1	日時	点の住所
П	① 000-0000-0000 交携帯・自宅・その他()			② 	000-000 母携帯 自宅				可町外		
	フリガナ	タカ イチロ	ウ	第〇子	203110	生年月日			年齢 (令和7年4月1)	日時点)	性別
	氏 名	ķ k	2	2 平·令3年4月1			日	4	歳	男· 女	
申請 児童		いて心配な事柄 アレルギー等)		卵アレルギー有							
児童	(該当するものを○で囲んでください。①~④については、手帳また ①特別児童扶養手当 ②身体障害者手帳 ③療育手帳 (病名などを記入してください ⑤サポートファイル ⑥こどもの発達ノート								-の種類、		
保育の	☑あり 保証	護者の労働または	は疾病等の	の理由に、	<u>より、保育</u>	施設等	において	保育	の利用を	希望 [·]	する場合
希望の 有無※		椎園等の利用を希	^ら 望する ^り	場合					T+12+0		

※「保育施設等」とは、保育所(園)、認定こども園(保<u>育利用)、小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育</u>、事業所内保育のことをいい、「幼稚 園等」とは、幼稚園、認定こども園(教育部分)のことをし 利用希望期間を記入してください

■利用?	を希望	する期間、	希望する	施設(サスク									
利用を希望 令和 〇 年 〇 月 1 日から					☑就学	☑就学まで					□継続		
する其	明間	⊅ ለዘ ∪	+ Ол		□令和	年	月	日まで	□転部	×	□転園		
		希望順位	施詞	設(事業者)名	さ		希望理	.由	利月	用希	望時間		
				第1希望		○○○こども間						口教育標準時間(幼稚園部) 保育標準時間(保育園部)	
利用を する b (事業:	施 設	第2希望	7		保育標 保育短	時間	7:30~ 8:30~	18:30 16:30	標準	善時間 善時間	(保育園部) 間(幼稚園部) 間(保育園部) (保育園部)		
	保育園部希望の方は、必ず第3希望まで記入してください			LI .	ますので		由証明書に。	易合 標準		間(幼稚園部) 間(保育園部) (保育園部)			
✓ □ 平区													

■世帯の状況

申請児童を除く同居家族全員分を記入してください。また、単身赴任等により別居しているが、生計を一にしている世 帯員についても記入してください。

	フリガナ			← 15 A		勤務先又は	学校等
	氏 名	続柄	生年月日	年齢 (R7. 4. 1時点)	職業等	名称	電話番号
	タカ タロウ 多可 太郎	*	S63 11 1	36	会社員	○○○(株)	0000-00-0000
児 童	タカ ハナコ 多可 花子	-	H3 5 1	33	会社員	○○産業(株)	0000-00-0000
里の世帯員	タカ ハルコ 多可 春子	姉	H27 7 1	9	学生	○○○小学校	0000-00-0000
員	タカ ソウイチロウ 多可 宗一郎	祖父	S36 · 12 · 1	63	会社員	(株)○○○	0000-00-0000
氏名	言者手帳等の状況 を記入し、該当するところに✔ 又は証書の写しの提出が必要で		氏 名	多可有	}—® □		身体障害者手帳 者保健福祉手帳 給付)
生活	5保護の適用有無	☑適用	目なし □適用あり	丿(令和	年 月	日保護開始)	

■個女の利	田ナ心田	レナス	古山笠
■保育の利	用を必要	とりる	李田春

を記入してくた					
	続柄	必要とする事由		通勤 時間 ※	具体的な状況 (勤務先、就労時間・日数等や疾病の状況等)
	*	☑就労 □妊娠·出産 □疾病·障害 □介護□災害復旧 □就学 □その他(等 □求職活動)	60	月~金曜日 20日/月 8時30分~17時30分勤務
保育の利用を 必要とする 事由	4	☑就労 □妊娠·出産 □疾病·障害 □介護□災害復旧 □就学 □その他(等 □求職活動)	30	月~金曜日 20日/月 8時30分~17時30分勤務
	祖父	■ 就労 □妊娠·出産 □疾病·障害 □介護等 □災害復旧 □就学 □その他(等 □求職活動)	20	月~金曜日 20日/月 9時~16時勤務
		□就労 □妊娠·出産 □疾病·障害 □介護等 □災害復旧 □就学 □その他(等 □求職活動)		
家庭の状況		□ひとり親家庭		₫≴	E記以外
希望する		利用曜日		利	用時間
利用時間等		月曜日から金曜日まで	8 時 30 :	分から	18 時 00 分まで

※保育の利用を必要とする事由が「**就労**」である場合のみ、自宅〜施設〜勤務先までの**往復**通勤時間(分)を記入してください。 (以下町記入欄)

申請内容確認	住基確認	税確認	システム入力	入力確認	支給認定	入園	保育料	副食費
	入所施設への通知				/##	· *		
台帳	保育料	副食費			1/用	考		

保護者向け記入例

(表面)

保育を必要とする事由証明書(学童保育・保育施設等利用申込み用)

【注意事項】

- ①18歳以上65歳以下の同居家族全員(学生を除く)分を提出してください。 ②申込時点で証明日の3か月以内に提出されている場合は提出不要です。

										証明日	西暦	2024	年	11	月	1	日
保護者氏名		3	可太	K		住所	多可	町		00	E 000		番地(C			
電話番号	000	_	0000	_	0000	児童との続柄	☑ 父	□母	口祖父	□祖母	□ その	の他()

↓ あてはまる事由に✔を付け、必要事項を記入の上各証明書類を添えて提出してください。

☑ 就労の場合

証明書類 就労証明書(裏面)

☑ 自営業(個人)または農業をしている場合

☑ 自営業	事業所名(店名)	○○商店	職種	食	品販売	営業開始日	2010	年 4 月	1 日
□ 農業	栽培作物		耕作面積		アール	家畜等の頭羽数			頭∙羽
共通	事業の中心者	☑本人 □ 本人以外	就業時間	8 時 0	分 ~ 18 時	30 分 就業時間	間/日※1	10. 5	時間
六匝	確定申告※2	□有 ☑無	就業日数	週 5 日	勤務・1か月 <mark>20~22</mark>	日勤務 就業時間	間/月※1	210~230	時間
	上記のとおり、	. 相違ないことを確認しました	: 。						
民生委員 確認欄※2	2024 年	10 月 1 日	地区担当	4民生委員	住所 多可		000	〇〇〇 番 地	
			(自署の場合	3、押印不要)	氏名	00	00		(印)

※1休憩時間含む就業時間を記入。※2確定申告「有」の場合、民生委員の証明不要。確定申告書等(写)の提出が必要。

☑ 妊娠・出産の場合

1 日 ☑ 出産 口 出産予定 証明

✓ 疾病または心身に障がいがある場合

民生委員が確認・記入してください

【民生委員に証明を依頼される場合の注意点】

- ・依頼される場合は、必ず事前に連絡を入れて日程調整をし、ご訪問ください。
- ・保護者(申込者)記載欄に予め記入した上で、証明を依頼してください。
- □ 自字療養 証明書類 【病気の場合 ·訪問の際は、現在の状況が確認できる書類を併せてご持参ください。

V / IVL		皿り目及	TがA XCO2物 日 I											
病名	0000000	病院名	○○○ 病院	期間	20	4	年	11	月	~	2024	年	12	月
障がい名		手帳の種類				等級	ኒ							

☑ 看護・介護にあたる場合

対象者氏名		多可	J D	郎			電話番	号	0000	-	00	-	0000	看護·介證	镁開始月	202	Í	Ŧ	11	月から
住所	007	00	00	00	番地		看護·介護	時間	平均	100)~1 2 0	時	間/月	看護·介	護日数	平均	18-	~20		日/月
看護・介護の 内容							食事	・排泄	の介助、	病院	その付き	添い	など							
証明書類	【病気の場	合]診	断書	※看	護•	介護の必	要な状況の記	正明、【阿	章がい者	の場 [・]	合】手帳	(写)	、【要介	護者等の	場合】被	と保険者	证(写)			
	上記のと	おり、	相違	なし	いこ	とを確認	しました。													
民生委員 確認欄※	2024	年	10	月	1	日		地区	担当民生	主委	員 住	所	多可	et l		000	000		地	0
								(自署の)場合、押	印不到	_{要)} 氏	名			00	00				(印)

| |※証明書類を添付している場合、民生委員の証明不要。

☑ 求職中の場合※

☑ 公共職業	安定所に登録済み 口 その他求職方法 ()	求職活動期間	2024	年	11	月から
証明書類	【公共職業安定所に登録済みの場合】ハローワークカード(写)						

※保育施設等利用者のみ。学童保育は入所要件となりません。

☑ 就学の場合

学校名称			0	00	○学	校			学校所在地				〇〇市	000	000		卧地	t O		往復通学時間	60	分
学校電話番号	00	00	-	0	0	-	00	00	就学年月日	2024	年	11	月から	20	25 £	年 5	5	月まで 🔽	就学	口 就学予定		
就学時間	9	時	0	分	~	16	時	30	分(1日平均	7 時間	引∙月	平均	20	日)	就学	形態	304	☑ 通学	□ 通信	言(スクーリング	有∙無)
証明書類	在氣	籍証り	明書	又は	学生	証(写)、	授業	計画書等授	業時間が	で確認	忍でき	る書類	(写)								

保護者向け記入例

(裏面)

【就労の場合のみ使用】就労先事業所(勤務先)へ別紙記入例を添えて依頼の上、証明を受けてください

就労証明書

多可町長

様

【注意事項】

No.

- ※雇用期間が有期の方で、契約更 してください。
- ※産前産後休業·育児休業取得
- ※必要に応じて就労先事業者等

下記の内容について、事実であ

※本証明書の内容について、京

項目

1	業種	
2	フリガナ本人氏名	
3	雇用(予定)期間等	
4	本人就労先事業所	
5	雇用の形態	
6	就労時間 (固定就労の場合)	【就労
	就労時間 (変則就労の場合)	・きょう す。 ・事業 変 を 行
7	就労実績 ※日数に有給休暇を含み、 時間数に休憩・残業時間を含む	える! 記録 ² 合に!
8	産前・産後休業の取得 ※取得予定を含む	
9	育児休業の取得 ※取得予定を含む	
10	産休・育休以外の 休業の取得	
11	復職(予定)年月日	
12	育児のための短時間 勤務制度利用有無 ※取得予定を含む	
13	保育士等としての 勤務実態の有無	
14	(雇用契約の)満了後の 更新の有無	
15	入所内定時育休短縮可否	
16	【就労の均	易合のみ使用】
17	保護者が記	記入してください

18

19

備考欄

保護者記載欄

【就労の場合のみ使用】 就労先事業所(勤務先)が記入してください

【就労証明書に関する注意点】

- ・きょうだいで同時に申請する場合は、原本を1部提出していただくことで受付可能で す。
- 事業者名が記名されている就労証明書を、就労先事業者等に無断で作成又は改 変を行った場合には、刑法(有印私文書偽造罪、有印私文書変造罪又は私電磁的 記録不正作出罪)の罪に問われる可能性があります。また、虚偽の記載を行った場 合には、申込者の利用決定を取り消す可能性があります。

日

保護者が記入してください 児童名 生年月日 施設名 ☑ 利用中 □ 申込中(第一希望) 2015 年 7 月 多可 春子 日 0000777 児童名 生年月日 施設名 ☑ 申込中(第一希望) □ 利用中 2021 多可 一郎 年 4 月 日 ○○○こども園 児童名 生年月日 施設名 □ 利用中 □ 申込中(第一希望) 日

	✓ 欄		 保護者の状況	提出書類	注意事項							
	✓	教育・信い。	保育施設等の利用を申し込みた	支給認定申請書兼保育施設等 利用申込書	記入例参照。 全員提出 。児童 1 人につき 1 枚提出。							
	√	規模保	ども園の保育園部、保育所、小 育施設等の利用を希望してい 権園部、幼稚園除く)。	保育を必要とする事由証明書	記入例参照。父母及び同居する 65 歳以下の 祖父母等について提出。							
		✓ 欄	保育を必要とする事由	証明書類	注意事項							
		√	就労	就労証明書	記入例等参照。必ず勤務先の担当者に作成 を依頼。							
			自営業(個人)・農業	確定申告書等の写し	申告をされていない場合は、民生委員に証 明を依頼。							
提出書			妊娠・出産	母子手帳(表紙と分娩予定日がわかるページ)の写し								
類			疾病・心身の障がい	診断書(病気の場合)、手帳の写 し(障がい者の場合)	保育が困難であることを証明できる書類を 提出。							
			看護・介護	診断書(病気の場合)、手帳の写し(障がい者の場合)、被保険者証の写し(要介護者等の場合)	看護・介護の必要な状況であることを証明 できる書類を提出。							
			求職活動	ハローワークカードの写し	ハローワークに登録している場合は提出。							
			就学	在籍証明書又は学生証の写し、 授業計画等授業時間が確認で きる書類の写し								
			年(2024 年)1 月 1 日時点の住 町外だった。	個人番号申告書	異動した世帯員全員分のマイナンバーカー ドをお持ちの上、こども未来課窓口に提出。							
			年(2023 年)1 月 1 日以降に海 导があった。	海外居住に係る収入申告書								
	✔欄		確認事項	詳細								
	$\overline{\checkmark}$	現在妊娠	振中ですか?(□はい・☑いいき	<u> </u>								
		受けた。	、」の方へ】妊娠・出産の認定を 入園期間の終了後は、再度書類 が必要です。	入園期間終了後も保育を必要とする場合は、期間中に「保育を必要とする 由証明書」を再度提出してください。なお、妊娠・出産時の入園期間は、出 日から起算して8週間を経過する日の翌日が属する月の末日までです。産 産後休暇中の場合は「就労証明書」にその旨を記載してください。								
	√	育児休息	業取得期間中は、原則入園でき		している場合を除き、育児休業取得期間中の							
	ď		間中に仕事が決まった場合は、 類の提出が必要です。		事が決まり次第速やかに「保育を必要とする ださい。なお、入園事由として求職活動が認							
確認事項	v	(転出: 内に住!	教育・保育施設をご希望の場合 を予定しており、申込時点で町 民票がある場合を含む)は、早 備を始めてください。	てください。ただし、いずれの	所を希望している場合は、多可町に申込をし場合も、園や市町村によって申込締切日や申、希望される園やその園がある市町村に、必申し込んでください。							
	ď		育児手当の支給対象児童が入 た場合は、支給対象外となりま	認定こども園等に通っていない》 ムページをご確認ください。	満 1~3 歳の児童が対象です。 詳しくは町ホー							
	√		更手続きの締切日は、変更希望 月 20 日までです。	望 申請時と就労状況や世帯状況が変更になった場合は、変更希望月の前月 20日までに変更手続きを行ってください。詳しくは「教育・保育施設 入園のしおり」10ページをご覧ください(20日が休日の場合は休前日まで)。								
	✓	入園案	内資料は必ずお読みください。	。 案内をお読みいただいていることを前提として、申込受付・選考・入所決定 などを行います。								
	ď	手元にください	提出書類のコピーを保管してい。	して 一度ご提出いただいた書類の返却はできませんので、提出前にコピーを取っ て保管していただくのがおすすめです。								
	ď	申込内容	容は正しく記載してください。									

〒679-1114 兵庫県多可郡多可町中区岸上 281 番地 51 アスパル (多可町健康福祉センター) 多可町こども未来課 TEL:0795-32-2385 FAX:0795-32-1937

※各様式は、こども未来課窓口又は町ホームページ(下記リンク先または2次元コード)等から入手できます。 https://www.town.taka.lg.jp//category_guide/detail/id=38154



多可町 こども未来課 電話番号 0795-32-2385(直通)

所在地 〒679-1114 多可町中区岸上 281 番地 51 アスパル(多可町健康福祉センター)